

平成28年度第2回三重県障害者施策推進協議会 議事録要旨

日 時：平成29年3月3日（金）13時30分～15時30分

場 所：三重県勤労者福祉会館 5階 第2教室

出席者：委員 17名（伊藤順子委員、伊藤雅彦委員、河原委員、貴島委員、古謝委員、児玉委員、佐伯委員、佐野委員、三瀬委員、杉本委員、辻井委員、中谷委員、西田委員、西村委員、東委員、松原委員、横山委員）

1 会長の選任

事務局一任との意見により、会長に貴島日出見氏が選任された。

2 事項

(1) 三重県手話施策推進計画（最終案）について【資料1】

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

【委員】

三重県手話言語条例（概要）に、「手話に関する施策の推進のため、財政上の措置を講ずるよう努める」とありますが、具体的にどれくらいの財政規模で、どのようなことが行われるのかを教えてください。

【事務局】

平成29年度、新規的な予算としては、約560万円の予算を計上、要求しております。主な事業としては、一般県民の方に対する手話研修の実施、市町職員への手話研修の実施、そして、手話通訳者の前段階になる手話奉仕員について、各市町で実施するスキルアップ講座の統一的なカリキュラム作成に向けた検討のための予算や普及啓発の経費といったものを計上しています。

【事務局】

NPOが講演会等を開催するとき、手話通訳を依頼しますが、その経費が会場を借りる以上に掛かってしまうことがあります。それは、主催者、特にNPO等にとってはとても大きな負担です。経済的な負担により、手話通訳等を依頼することが難しく、その結果、聴覚障がい者の情報保障がなされていないということも起こるかと思いますが、そのあたり、どのように考えているのか教えていただきたい。

【事務局】

NPO法人に限らず、会社や団体、個人の方を含めて、全ての情報保障を県で予算立てするというのは不可能であると考えています。ただし、地域生活支援事業の中で、市町内であれば市町で、市町を跨ぐような広域的な部分については県で手話通訳については負担させていただくということも事業としてございます。要約筆記までというところ、難しい部分はございますが、これらの事業もご利用いただきながら、進めていただきたいと思いますと考えております。また、差別解消法が施行され、今後は法律に基づいて配慮をしていただくにあたり、企業等の方にも合理的配慮についてご理解いただき、費用負担についてもお願いしたいということも、アナウンスしていきたいと考えております。

【委員】

市町が主催でなくても、NPOが主催であっても、地域生活支援事業を利用できるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

市町が主催するものについては、地域生活支援事業が利用できると思いますが、各団体ですとか、各個人、各企業等になりますと、全てが全て地域生活支援事業を利用できるということにはできないと思います。その点については、機会を捉えて、国の方にも地域生活支援事業の充実ということで、上げていきたいと考えております。

【委員】

私は聴覚障がい者ではありませんが、聴覚障がい者の方にも情報保障を行って、差別なく参加できるということが、健常者も障がい者もともに生きる社会だと思います。そのためにはやはり、そういった部分の保障をしないと、ネックになると思います。

【委員】

いなべ市と東員町、旧員弁郡の中で地域生活支援事業として、手話通訳者を派遣しております。団体が主催する部分については、お金をいただいておりますが、個人が希望される場合は、病院であろうとハローワークであろうと無料で派遣をしています。個人の方がその会に参加したいので手話通訳をお願いします、と依頼があれば、無料でさせていただきますが、NPO法人であっても、その会を主催する側で用意するという場合はお金をいただきます。これは運用の仕方だと思いますが、手話通訳者が無償で手話通訳するという訳ではございませんので、やはり、手話通訳にお金をかけるということにもご理解をいただく必要があるかと思っております。個人がお願いする場合、個人からはお金をいただいておりますが、会社が会を運営する場合は、会社の経費として払っていただくということ、これも大切なことと考えております。

【事務局】

やはり、企業や団体にも、これは必要な経費であるということ、必要な合理的配慮であるということを知っていただくためにも、できたらご負担いただいて配慮願いたいというのがこちらの願いとしてありますので、その点については、ご理解いただきたいと考えております。ただ、機会を捉えて国の方には、地域生活支援事業の拡充についてお願いしていきたいと考えております。

【委員】

直接、計画には関係ありませんが、手話通訳者養成講座というのは、何時間ぐらいの講座で、それを受けると手話通訳として一人前に動けるようなものなのか、カリキュラム等、人材育成の仕組みを教えてください。

【事務局】

手話通訳者になるための試験等については、何教科、何時間というのはありますが、我々がまず考えているのは、簡単な手話ができ、簡単な会話ができる、というところから始め、それから手話奉仕員にワンランクアップしていただく、それから手話通訳者になっていただくという形で、段々と、最初はそれぞれ1日研修ぐらいの簡単な、手話奉仕員とまではいかないぐらいの方々を増やし、そこから次のステップへ、といった形で進めております。カリキュラム等の詳細については、担当者が出席しておりませんので申し訳ありません。

【委員】

いなべ市と東員町は、27年度から三重県の聴覚障害者協会のご指導の下、手話奉仕員の講座を開催しております。その内容は、全27日の53講座ということで、1年間で27日間の講座をします。そのうち37講座以上を受講された方に、手話奉仕員として活躍していただきます。まずは手話の門戸を開くということで、平成27、28年度と実施しました。平成29年度も同様に、全27日の53講座ということで予定をしております。

(2) 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」について【資料2】

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

【委員】

障害者計画と障害福祉計画を合わせたものを、障がい者プランとしてここで作成するという理解でよろしいですか。

【事務局】

そうです。ただし、後半の障害福祉計画については、総合支援法に基づく自立支援協議会をメインにご審議いただく形になっております。各市町、各圏域、そして県の自立支援協議会でご議論いただき、積み上げたものを反映した障害福祉計画と、障害者基本法に基づき施策に関する基本的な計画を定めた障害者計画、この2つを統合した「障がい者共生社会づくりプラン」をこちらの施策推進協議会でお諮りさせていただくことを考えております。

【委員】

プランの目標が達成されたかどうかの検証はどこがやるのですか。

【事務局】

プランの進捗状況については、自立支援協議会の方でも検証させていただきますが、こちらの施策推進協議会が中心となってお願いしたいと考えております。

【委員】

いわゆる評価、PDCAサイクルのCの部分については、現行プランの中にそういう機関を設けるというようなことが謳ってあるのでしょうか。

【事務局】

みえ障がい者共生社会づくりプランの中には、計画の推進体制と進行管理という表があり、その中で一番大きな協議の場として三重県障害者施策推進協議会を位置付けております。

【委員】

限られた時間の中で、十分にできるのかということもあります。先ほどスケジュールとして平成29年の11月、それから平成30年の2月の2回、開催する予定となっておりますが、評価については平成29年のあたりで出てくるということによろしいでしょうか。

【事務局】

資料のスケジュールでは、予定として2回としていますが、おそらく2回では済まないかなと考えております。最低3回は必要かと思うのですが、委員の皆様は何度か集まっていただく必要もございますので、その点については、資料に記載はございませんが、3回は開催したいと考えておりますので、なにとぞご協力をお願いいたします。

(3) 三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について【資料3】

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

【委員】

2点ほどお聞きしたいことがあります。まず1点目、障がい者の実雇用率が2.04%と書かれていますが、福祉施設から一般就労への移行は伸び悩んでいるということで、この中に就労継続支援A型は何%ぐらいを占めているのかを教えてください。それから2つ目に、就労継続A型から一般就労へ移行するときに、就労移行支援事業を利用しなくてもOKなのかどうか。B型も同様に教えてください。

【事務局】

就労継続支援A型からの割合ということでございますが、申し訳ございません。数字として持ち合わせておりません。

それから、就労移行支援事業所ですが、就労継続支援A型から一般就労への移行には、就労移行支援事業所を必ずしも介してという形は求められておりません。B型についても同様です。

【委員】

では、何のために就労移行支援事業所があるのですか。

【事務局】

資料3の3ページに、いわゆる障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスということで記載がありますが、就労移行支援事業所は、一般企業等に雇用されることが可能と見込まれる方に対して、能力の向上のための訓練をおこなったり、事業所自体が職場を開拓していくというものでございます。就労継続支援A型の場合は、事業所自体で雇用契約を結び、働いていただくことができるということ、また、B型の場合は雇用契約ではございませんので、雇用契約に基づく就労が少し難しい方、という形で取り組んでいただいております。

【委員】

1つ目のことについては後日、報告いただくということでよろしいですか。何件か何%、どちらでも結構ですので教えてください。

【事務局】

調べさせていただきます。

【委員】

視覚障がいがある立場からですが、実雇用率が上がったことに関連して、この中で視覚障がいの方がどれくらい入っているのかということをお聞きしたいです。また、視覚障がい者の職種というのは限られていますので、視覚障がい者の方にどのような職業を習得されたいかということ、県としてどのように考えてみえるかという

ことをお聞きしたいです。それからもう 1 点、仕事に行く、学校へ行く等、移動ということが、視覚障がい者にとっては大変ですので、この辺りのことを充実していただきたいと思っています。

【幹 事】

実雇用率 2.04%については、身体障がいと知的障がい、精神障がい、それぞれ手帳を取得されている方に基づいて集計されていますので、その種別についての内数は出ていますが、身体障がい者の方の中で、視覚障がいの方が何人いらっしゃるかというのは、統計上、数字を把握できておりません。また、職域に関してですが、統計がありませんのではっきりとは申し上げられませんが、視覚障がい者の方のお話を聞く機会がございまして、その方のお話によりますと、特に身体障がいの中でも障がいの種別によって職域が限られているところがあり、視覚障がいの方がいわゆる一般就労という形でされている職種に関しましては、「あはき」といわれる、あん摩、針、灸のお仕事に従事をされている方が多いとお聞きしています。勤め先としては、例えば病院のリハビリ部門であったり、都市部においては、社員の方の福利厚生ということで、リラックスルームのようなところで働かれている例も多いと聞いておりますが、昇級が限られているというのが現状というお話を伺ったことがあります。

【委 員】

県独自の取組として、「社会的事業所創業支援モデル事業」で福祉的就労でも一般就労でもない新たな就労の場、というのが書かれていますが、これについて、詳しくお聞かせいただけますか。

【事務局】

社会的事業所は、一般就労でも福祉的就労でもないということですが、雇用契約を結び、最低賃金を保障いただいています。ただし、働くのは障がい者の方と障がいをお持ちでない方も一緒に、共に働いていただくというような事業所です。現在のところ、県内に 4 か所、今はもう少し増えているかとは思いますが、26 名の障がい者の方に働いていただいている状況で、県からも、補助をさせていただいているところがございます。また、仕事内容は様々でございまして、何をさせていただくことは決まっておりません。例えば清掃、草刈り、食堂で食品を作る等、役務的なこともあります。

【委 員】

社会的事業所というのは基本的には一般企業です。一般企業である程度障がい者を、5 人以上を雇用していただくと、県から補助金を出させていただくので、その助成のあ

るうちに企業利益を高めて、障がい者の雇用をどんどん進めてくださいというものです。一緒に働くという形で、いわゆる支援員とそこで働く障がいを持った方が働く就労の場ということではなくて、基本的には一緒に働く一般企業という扱いです。ただ、補助金が入るので、社会的事業所となっているわけです。最低賃金は保障されており、社会的事業所で 20 時間以上であれば、労働保険もありますし、30 時間以上であれば社会保険もあるというのが大体の特徴だと思います。

(4) 三重県アルコール健康障害対策推進計画（最終案）について

＜資料に基づき事務局から説明＞

(5) 障害者差別解消法への対応状況

＜資料に基づき事務局から説明＞

【委員】

相談事例の調査期間について、平成 28 年 9 月からの事例と平成 29 年 3 月までの事例という 2 段階に分けて調査しますということですが、今回で報告が上がったものは、全て網羅されているという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】

今回ご報告した事例は、4 月から 9 月までのものでございまして、10 月から 3 月の事例は、今年の 5 月に市町村から報告が上がってきて、5 月末に国に報告するという形になっておりますので、その結果を取りまとめて、情報提供させていただきたいと考えております。

【委員】

情報提供というのは、ホームページ上でこれらの資料が見られるようになるという意味でしょうか。

【事務局】

今回の資料は、1 月末に開催した差別解消支援協議会とほぼ同じ資料でして、既に県のホームページで公表してございますので、ダウンロードいただければと思います。

【委員】

これらの、特に好事例については、いろいろな団体等にも、周知して、情報として流していかれるとか、そういった計画はおありでしょうか。

【事務局】

周知については、差別解消支援協議会に様々な当事者団体の方に委員として入って

いただいておりますので、各委員の皆様を持ち帰っていただいて、各所属団体での会議等で周知していただけることを行政としては期待しております。

【委員】

ぜひとも、ユニバーサルデザインの班の方にも流していただけると、それぞれのUD団体の方にも連絡がくるのではないかなと思いますので、ユニバーサルデザインとの連携もよろしくお願いいたします。

【事務局】

ホームページにも公開しておりますが、UD団体の方にも流させていただくようにします。関連して、内閣府の障害者差別をなくすための検討会の場で、事例をあまり詳しく公表してしまうと、どこの誰のことかが分かってしまうのではという意見もございまして、どういう内容でどういう対応をしたか、結果どのように解消していったのかということについては、できるだけ詳しく、情報共有したいとしていますが、個人情報の観点にも十分留意しながら、多くの方と情報共有させていただきたいと考えております。

【委員】

就学前のお子さんや、学校に行かれていますお子さん達の相談支援をさせてもらっている中で、この差別解消法に関しての学校での取組、教師の理解、保育士の理解というのがすごく弱いなというふうに感じています。些細なことですが、私が支援させてもらっている視覚障がいと発達障がいがあるお子さんに対して、発達障がいの部分への支援という部分は、何となく本を見て分かるという感じなですけれども、視覚障がいへの支援というものが、まったくなされていなかったり。そのお話をさせてもらうのですが、診断名は発達障がいですよね、と軽く言われてしまう。例えば、聴覚障がいの方で、黒板を書こうと思って先生の口を見たら、先生が振り返るだけでも情報が途切れてしまう。それを言わせてもらうのですが、そういった日々の行為や行動が、小さな差別に繋がっているということについて、理解が弱いなと思います。報告のあった相談事例では、10代の方や教育委員会に上がっているものが多いですね。そこは県として、教育委員会だけではないですが、どのようにされていくのかなと。日々関わっているのは先生達ですので、そこまで伝わっているのかなということを、今年1年、感じたところです。

【事務局】

この事例調査は、今回初めて実施したものでして、市町によっては、担当課等の関心の度合い等により、上がってこない事例もあるかと思われます。今回は教育委員会

に関する事例が多いという分布になりましたが、これが必ずしも本当の相談件数の割合を反映しているということではない可能性はありますので、そのあたりは、様子を見る必要があると考えています。

【幹 事】

差別解消法が施行され、公立学校における合理的配慮の提供が義務づけられたということで、今まさしく取組を進めているところでございまして、今年度は大小の研修会を35回実施いたしました。ひとつひとつの中で、合理的配慮というのはこういうことというお話させていただくのですが、委員がご指摘のとおり、細かいお子さん一人ひとりの、特に専門性に根ざした部分にまで目がいつているのか、と言われるとそこまでいっていないな、というのが正直なところですが、ここについては、いわゆる合理的な配慮という部分ともう一つ、特別支援教育、専門性という部分で、マッチングさせていく必要があると考え、今後の課題に思っているところです。引き続き、まだ十分とは言えませんが、粘り強く続けて、子ども達の育ちの中で、少しずつでも改善していくように、進めて参りたいと思います。

【委 員】

子ども達はそれが差別とは思わずに差別的な行動をしてしまう。それは、よく見ていると大人がやっていることだなということを感じており、本当に、大人がどう指示してけるかだと思います。実際、障がい者に対する差別もありますし、福島の問題でも、学校に行った子がいじめられてということがありました。結局、鉄は熱いうちにだと思えます。小さなお子さん達に、どのように啓発していくか、やはり先生や保育士がキーになるのかなと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

(6) 平成29年度当初予算の状況について

<資料に基づき事務局から説明>

<主な質疑・意見等>

【委 員】

安全対策として、駅舎の段差解消や内方線の整備とありますが、これが決まるという頃に整備いただけるのでしょうか。

【幹 事】

駅舎のバリアフリー化は、鉄道事業者が進める事業に対し、自治体と国、それから事業者の3者で取り組むということになっております。今回6,138万円を計上している事業では、6つの駅舎のバリアフリー化、段差解消と内方線の設置、それから多目的

トイレの整備という3つを行っていくのですが、いつ頃行うのかということについては、6つの駅のうちの2つは継続的な事業で行っておりますので、今後、2年ないし3年のうちに完成をするといったこととなります。それから残り4つの駅につきましては、基本的には来年度中に実施して、完成をすると。ただし、これら事業の開始時期と終了時期については、事業者の方が主体となって行う事業ですので、詳細までは把握しておりません。

【委員】

駅名もできたら教えていただきたいのですが。

【事務局】

来年度に実施する駅ですが、近鉄松阪駅、近鉄津駅、近鉄阿倉川駅、近鉄霞ヶ浦駅、近鉄鈴鹿市駅、近鉄五十鈴川駅となっております。近鉄五十鈴川駅と阿倉川駅については、継続して事業を行うという形になっております。